

オートリースご利用中のお客様へ

ジャックスリース株式会社

= 自賠責保険改定に伴う弊社対応のご案内 =

リース料に含まれる「車検時自賠責保険料」と車検更新時点の自賠責保険料の差額について

お客様のオートリース契約のリース料に自賠責保険料が含まれる場合は、オートリース契約時の自賠責保険料と車検更新時点の自賠責保険料に生じた差額をお客様のリース料から減免させていただきます。

減免のお手続きについて

車検更新時期に口座振替予定の月額リース料から差額相当額を減額しご請求させていただきます。
なお、差額相当額が月額リース料を超過する場合は、超過金額をその翌月のリース料から減額させていただきます。

減免の対象外となるケースについて

弊社が実施する減免処理時点において、以下のケースのいずれかに該当する場合は、減免の対象外となりますのでご了承ください。

- (1) オートリース契約が解約となっている場合
- (2) 月額リース料のお支払いを延滞されている場合

以上